

受刑者処遇に関する 法務省との勉強会について

拘禁二法案対策本部委員 田原 裕之(名古屋弁護士会)

法務省との「受刑者処遇に関する勉強会」は2000年4月に発足し、同年6月からワーキンググループが開始された。

当初の法務省提案は、対象を「受刑者処遇のうち、刑務作業と教育」に限定するものであったが、日弁連は、検討対象を広げるべきであると主張し、その後、広く受刑者処遇全般には未決処遇、死刑確定者処遇等、わが国の行刑全般がテーマとされた。そして、2003年6月9日の第15回をもってワーキンググループでの検討はひととおり終了した。

この勉強会で、日弁連委員は、

この春から、法務大臣の諮問機関、行刑改革会議が行刑全般の改革に向けて始動している。その審議のテンポは早く、今年中に答申を出す予定になっている。

日弁連では、約10年前に「刑事処遇法案」を公表し、拘禁二法案(法務省所管の刑事施設法案と警察庁所管の留置施設法案)の廃案に一定の役割を果たしたところであるが、その後の世界の行刑改革は目覚ましく、今日ではその見直しを迫られている。

行刑改革に向けた2つの提言

拘禁二法案対策本部事務局長 西嶋 勝彦(東京弁護士会)

提言は、次の3本の柱からなっている。

(1) 刑事施設ごとに、市民を加えた「刑事施設視察委員会」を新設すること

(2) 法務省から独立した「刑事施設審査会」を新設し、不服申立を審査させること

行刑の現状を批判するともに抜本的な行刑改革を提言した。この提言は、1992年2月にまとめられた「日弁連・刑事処遇法案」をベースとしつつも、その後の国際的な行刑改革、日弁連内の研究の進展を取り入れ、新たな提言をした事項がある。

例えば、①刑務作業に「賞金制」を導入する ②刑法12条2項の「所定の作業」の解釈として、または法改正により、職業訓練、教育、資格取得準備等についても刑務作業に替えて行えるものとし、一定の「賞与金」を支給する ③刑務所における教育を「社会との

開かれた刑務所への提言
その第1弾として、6月20日、「市民参加による社会」に開かれた刑務所」への改革を求める日弁連の提言」を公表した。

去る8月17、18日、「受刑者処遇に関する勉強会」メンバーと行

再統合のための意義ある活動」としてとらえなおし、抜本的に改革する等である。

これに対して、法務省のプレゼンテーションは、すべて現在の法令、実情を紹介するにとどまり、その問題点を自ら指摘したり、改

医療改革提言
第2弾が、7月17日に公表した「刑務所医療の抜本的改革と受刑者の死因調査制度の確立を求める日弁連の提言」である。

その次に重要な改革項目を網羅した第3弾は、9月から10月の公表を目指し、鋭意とりまとめられている。

その一端を示せば、①人間性を尊重した刑罰のあり方、②所内規則や懲罰制度を見直し、被収容者の法的地位や権利義務関係を明確にする、③受刑者の社会復帰を促すため、刑務作業に賞金制を導入して積極的教育を行う、④電話の導入など外部交通の拡大、⑤職員増員や労働条件の改善、人権教育の充実、死因調査制度の確立では、刑

革の方向を示すことはなかった。日弁連委員が、どのような改善方向を考えているのかと質問しても、「困難である」と言うのみであった。

夏期合宿の報告

拘禁二法案対策本部事務局員 上本 忠雄(第二東京弁護士会)

刑改革会議バックアップチームとの合同で、箱根で合宿を開催した。

この合宿は、もともと、法務省と共同で行ってきた「受刑者処遇に関する勉強会」が、過去15回のワーキンググループで、ひととおり議論を終えたことから、勉強会での日弁連側の提案とこれに対する法務省側の対応をまとめ、論点整理を行うのが目的だった。

ところが、名古屋刑務所事件での刑務官の逮捕・起訴を契機として始まった行刑改革会議が、本年中にも提言を取りまとめる予定であることから、むしろ、行刑改革会議での論点整理に合わせて、日弁連側の意見を取りまとめ、行刑改革会議の提言に反映させることが焦点の課題であるとの認識に至り、急遽、議論の内容を変更して、行刑改革会議に向けて日弁連の提言を取りまとめることとなったものである。

合宿では、1992年に発表された日弁連の刑事処遇法案や、従来の受刑者処遇勉強会での議論を踏

正をにらんだ協議を行う」という点で合意していた。しかし、上記行刑改革会議の発足等という新たな事態の進展により、この勉強会をこのように進めるかが重要な問題となってきた。すなわち、行刑改革会議の提言ないし答申は年内に出される予定であるが、ここでは改革の方向性ないし骨子を述べるだけで、その具体化は別途の手続でなされるだろう。その場合、その手続をどのように行うか、とするのか、これと法務省との勉強会の第2段階との関係をどのように位置づけるか、日弁連としても厳密な検討が必要となろう。

まえ、行刑改革会議での論点整理に合わせて議論を進めたが、特にいわゆる刑務所民営化について、議論が白熱した。

一部報道では、すでに法務省は、いわゆるPFI(Private Finance Initiative: 公共施設の建設、維持管理・運営等を民間の資金、能力を活用して行う手法)を刑務所にも導入し、1000人規模の刑務所をこの方式で新設することを決めたとされている。

PFIには、私企業が刑務所を建設して所有して国に賃貸し、国が運営するというものから、運営・管理まで私企業に委託する方式など、様々な形態がありうる。イギリスやアメリカでは、すでに導入されている例もある。しかし、拘禁作用は権力行使そのものである。民間に委託できるかという理論的な問題のほか、私企業が運営・管理まで委託を受けることになると、そこに新たな利権を生むことになり、特にアメリカではむしろ受刑者総数の著しい増加を招く結果になっているとの指摘もある。そこで、われわれとしては、管理・運営を私企業に委託する方式には反対することが確認された。

また、行刑改革会議の提言の取りまとめに向けて、9月から3回にわたり、元受刑者等を招いたシンポジウムや拷問等禁止委員会委員を招いてのセミナー等を連続開催することも決定された。



充実した討議が行われた合同合宿

社会に開かれた刑務所をめざして連続シンポジウム

その2

国際的査察機関の役割、刑務所医療の改革について —拷問等禁止委員会委員を招いて

日時: 2003年10月20日(月)17:30~20:00

場所: 弁護士会館12階 第一東京弁護士会講堂

講師: オーレ・ヴェデル・ラスムセン氏

(国連拷問等禁止委員会委員、欧州拷問等防止委員会委員、医師)

その3

刑事施設の透明性の確保—ドイツの施設審議会の経験 —マックス・ブランク研究所長を招いて

日時: 2003年12月10日(水)15:00~17:00

場所: 弁護士会館2階講堂クレオBC

講師: ハンス・アルブレヒト教授

(ドイツ・マックス・ブランク外国・国際刑法研究所所長)

■いずれも通訳あり、参加費無料、事前申込は不要

■問い合わせ先

日本弁護士連合会 法制部法制第二課 TEL: 03-3580-9844